



## 肝炎対策の推進に関する意見書

B型及びC型肝炎については、本人が感染に気付かないうちに慢性肝炎から肝硬変や肝がんに進行する可能性があることから、早急な対策が課題となっている。

こうした中、国では血液等を原料とした医薬品の承認基準の厳格化、献血の安全対策の推進、感染被害者救済制度の創設、肝炎治療体制の充実等の施策を実施されてきたところである。

しかしながら、感染被害者の救済は、対象者の範囲等課題も残されていることから、引き続き、安心して検査・診療等が受診できる体制を整備することが必要である。

よって、国におかれては、B型及びC型肝炎対策の一層の推進を図るため、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 フィブリノゲン製剤によるC型肝炎感染に係る継続調査を実施するとともに、感染被害者の実態を踏まえた対応を進めること。
- 2 B型及びC型肝炎ウイルス慢性患者の診療等にかかる費用の自己負担の軽減措置を講ずるなど、患者救済制度を創設すること。
- 3 老人保健法による肝炎ウイルス検査の平成19年度以降の継続実施等、引き続きウイルス性肝炎の早期発見・治療のための検査・医療体制を充実すること。
- 4 日常生活における差別・偏見を一掃するため、適切な情報提供、啓発活動を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年10月7日

衆議院議長	河野 洋平	殿
参議院議長	扇 千景	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
総務大臣	菅 義偉	殿

財務大臣 尾身 幸次 殿  
厚生労働大臣 柳澤 伯夫 殿

京都府議会議長 酒井 国生

---

議会情報  
メニューへ

---

◀◀トップページへ

意見書・決議へ戻る

(c)Copyright 1998-2002 Kyoto Prefectural Assembly. All Rights Reserved.